$\bigcirc$ 

公職

選

一学法施行

行規則

(昭

和二十五年総理府令第十三号)

(附則第二条関係

分は改正

部分)

(期日前投票又は不在	改
日前投票又は不在者投票を行うことができる用務	正
(きる用務)	後
(期日前投票又は不在	改
(票又は不在者投票を行うことができる用務)	正
できる用務)	前
	前

第十五 項に これ て期 裁判 七 お 伞 -九号) てこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつ 主等冠婚葬祭の主宰をする者、 成二 一条の らの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭に 日 所裁判官国民審査法 おいてこれを引用 て行うべ 前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、 十 市町村の合併 兀 若しくは大都 ·四年法律第八 き用務とする。 法第四十八条の二第 į 市 0 十号) 地 特例に関する法律 (昭和二十二年法律第百三十六号)にお 域における特別区 地方自治法 においてこれを準用し、 その者の親族その他社会通念上 項第一号 (昭 和二十二年法律第六十 (平成十六年法 の設置に関する法 (法第四十九条第 又は最 葬式 律 第  $\mathcal{O}$ 高 律 五.

 $\mathcal{O}$ 

日 前投票又は不在者投票を行うことができる地域

第 -六条 てこれを準用 律若しくは大都市 てこれを引用 法第四十八条の二第 又は最高裁判 地 域における特別区 地 方自 治法 項第四号 所裁判官国 市 町 の設置に関する法律にお 村 (法第四十九条第一 0 合併の特例に関する 民審査法においてこ 項 に

> 第十五条の四 する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭に 民審査法 七号) 用 ることとされている場合を含む。)の規定によつて期日前 律第五十 は不在者投票を行うことができる用務は、 項においてこれを引用 主宰をする者、 務とする。 若しくは市町村の合併の特例に関する法 九号)においてこれを準用し、 (昭和二十二年法律第百三十六号) 法第四十八条の二第一項第一号 その者の親族その他社会通念上これらの し、 地方自治法 (昭 又は最高裁判所裁判官 葬式の喪 和二十二年 に (法第四十九条第 おい 律 おいて行うべ 伞 (主等冠婚葬 てこの 成 法 4律第六十 十六 者に 投 例 票又 に 年 き 祭 ょ 類 玉 法

期 日 前 投票又は不在者投票を行うことができる地 域

第十六条 査法に 関する法律においてこれを準用し、 おいてこれを引用し、 おい 法第四十八条の二第一項第四号 てこの 例によることとされている場合を含む。 地方自治法若しくは市 又は最高裁判 (法第四 町 村 所裁判官国民 0 + -九条第 合併 0 特 の規 項 例 審 に

おりとする。 前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとの例によることとされている場合を含む。) の規定によつて期日

## (国立保養所)

第十六条の二 令第五十条第 テー 二十三年政令第百二十二号) 令第二百五十二号) 十 厚生労働 いる場合を含む。)に規定する厚生労働省組織令 てこれを準用し、 設置に関する法律施行令 政令第十六号) 条の ションセンター 年 規定により置 省組織規則 政令第五 又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令 + の内部 第百四十九条に規定する国立障害者リハビリ 五. 市 (平成十三年厚生労働省令第一号) 第六百 号) カコ 町 れる国立 村 (平成二十五年政令第四十二号) にお 若しく 組  $\mathcal{O}$ においてこの例によることとされ 合併 項 織のうち総務省令で定めるもの (地方自治 保養所とする は大都市  $\mathcal{O}$ 特例 に関 地 法施行令 次する法 域に おける特別 (平成十二年政 律施 (昭 行 和二十二 令 (昭 は 区 棄 兀 て 和 7  $\mathcal{O}$ 

船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)

第十 投票用 裁判 場合を含む。 設置に関する法律施行令においてこれを準用し、  $\mathcal{O}$ Ł 官国民審査法施行令に 条 例 封筒を交付 関 令第五十 する法 0) 規定 す 律 る市 条第 施 に 行 よつて船員 町 令若しくは おいてこの例によることとされ 項 村 は (地方自 別 大都市 の不在者投票の投票用 表 第二 治 法 施行令、 0 地 لح 域における特 おりとする。 又は最高裁 市 町村 てい 紙 別 0 合併 及び 判 X る 所  $\mathcal{O}$ 

> 、別表第一のとおりとする。 定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域

は

## 国立保養所)

第十六条の二 令第五十条第一項 号) 四十 成十三年厚生労働省令第一 部 定する厚生労働省組織令 高裁判所裁判官国民審査法施行令 令 れ 年 組織 -政令第十六号) る国立保養所とする。 伞 においてこの例によることとされている場合を含む。 九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター 一成十七 のうち総務省令で定めるものは、 年政令第五 若 しくは 十五 (平成十二年政令第二百五十二号) 号) 市 号) 町 第六百四十九条の規定により置 村 (地方自治法施 においてこれ 0 (昭和二十三年政令第百二十二 合併 厚生労働  $\mathcal{O}$ 特例 を準 に 行 省組 関 令 する法 用 (昭和 織規則 又は 律 に 十二 第 0 施 棄 内 規 百 最 行

(船員の不在者投票用紙等を交付する市町村

第十七 高裁判 る 用 れている場合を含む。  $\mathcal{O}$ 合併 紙 及 条 び 所裁判官国民審査法施行令においてこの  $\mathcal{O}$ 投 特 令 票用封筒を交付する市 例に関する法律施 第 五. 十 条 第 の規定によつて船員の 項 行令におい (地 町 方自治法施行令若しくは 村は、 てこれ 別 表第二 を準 不 例 在 によることとさ 者投票の投票 のとおりとす 用 又は 市町 最 村